

## 第 771 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 6 年 8 月 22 日 (木) 13 時 56 分から 15 時 08 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

### 議題

#### 1 協議事項

- (1) 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 59 回東日本ブロック会議への提出要望及び出席委員について (資料 1、1-1、1-2)

#### 2 報告事項

- (1) 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について (資料 2、2-1、2-2)  
(2) 一都三県連合海区漁業調整委員会の開催結果について (資料 3)

#### 3 その他

- (1) 漁業指導取締の実施状況について (資料 4)  
(2) 令和 6 年 11 月の委員会開催日程について  
(3) その他

### 出席者

- |        |        |  |
|--------|--------|--|
| ・ 委 員  | 漁業者委員  | 青木 勇、青木勝海、石橋英樹、大竹清司、小澤紳一郎、黒川和彦、小菅君明、小山雄輔、福本憲治、宮川均、山田正行 |
|        | 学識経験委員 | 鵜飼俊行、櫻本和美、玉置泰司   |
|        | 中立委員   | 小坏淳子   |
| ・ 事務局  |        | 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事                              |
| ・ 県水産課 |        | 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、芳山技師                                 |

## 議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況について御報告いたします。

本日は、15名中15名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから第771回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、協議事項が1件、報告事項が2件と、その他となっております。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

小菅委員、小山委員、よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは小菅委員、小山委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、協議事項(1)「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議への提出要望及び出席委員について」を議題としますが、本件は報告事項(1)「令和6年度全国海区調整委員会連合会の要望結果について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 荒井代理

### 【資料1及び資料2に基づき説明】

議 長

出席者につきましては後ほど議論したいと思いますのですが、まず内容につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

私の方から修正案を申し上げたいのですが、実は少し前にこの資料を見せていただく機会がございまして、こういう修正をしようかということ、今日の朝修正案をお送りして配布していただいたものが、こちらになります。

この資料1-1の修正案と書いてある一枚の紙なのですが、まず最初、資料1-1の要望「太平洋クロマグロ資源管理」について、要望に至った経緯というものがございまして、ここに4つ記述されているのですが、4番目の下に、新たに以下の項目を追加してはどうか、という案がございます。読ませていただきます。5番目の○として、「上記とも関連するが、2015年から2017年は試行的に漁獲規制を実施し、2018年からは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法)に基づき、罰則を伴う漁獲規制を実施し

た。しかし、その漁獲規制は、「2002年から2004年の漁獲量をもとに、小型魚で50%削減、大型魚の漁獲量は増加させない」というものであり、もともと、小型魚を漁獲対象とする漁業者への負担が大きい漁獲規制であった。さらに、日本国内の小型魚のTAC4,007トンのうち、大中型まき網と沿岸漁業への配分は、年度によって異なるが、ほぼ半々程度であり、沿岸漁業者への負担が極めて厳しく設定されていた。令和7年度のTACは大型魚は現行の1.5倍、小型魚が現行の1.1倍の増枠が予定されており、これを契機として、大型魚、小型魚双方に対して、沿岸漁業者への配分を増大し、負担の公平性という面からのアンバランスを是正すべきである。」

それを受けまして、要望内容として、資料1-1の2ページに1、2、3とありますが、その次に4を追加して、「4 令和7年度のTACが増枠されることを契機として、大型魚、小型魚双方に対して、沿岸漁業者への配分を増大し、負担の公平性という面からみて、沿岸漁業者が納得できるような配分を行うこと。また、漁業者がTACの配分について協議する場を設けること。」とこのを入れてはどうか、という案でございます。

この要望事項はそのまま、先ほどの資料1-2の一番右端の、「令和7年度要望（案）」の「若齢漁に対する」云々の下に入れてはどうか、というものでございます。

それからもう1点、資料1-1の1ページの最後から4行目、「極めて偏った資源管理が実施されたと言わざるを得ない。」こういうふうに書いてあるのですが、ここだけを見てもなぜそういうことを言えるのかが分かりづらいと思いますので、そこに括弧を入れて、「（クロマグロの資源管理が成功したといえるか（note 櫻本和美））」、これは私が以前この会議でお配りした資料ですけども、それを参考文献として入れさせていただいたという、以上の変更点ですが、これにつきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

玉置委員

今回の先生の追加の部分、沿岸漁業者への配分を増大するというのは、増枠の1割部分だけの話なのか、もっと根本的に増やすという話なのか、その辺はいかがでしょうか。

議長

これを書いた時点でのイメージは、増えた部分の、例えば小型魚に関しては増枠分をそのまま沿岸に回すですとか、大型魚に関しては例えば6割ですとか8割を沿岸に回すといったようなイメージで書いたのですが、根本的に全部ひっくるめてもう一度考え直すという考え方もあるかと思います。

玉置委員

どちらとも読めるような形にするということでしょうか。

議長

どちらかに焦点を当てて書いた方がよければ修正をしたいと思いますけれど

も、ひとまず、その増枠分をどう配分するかというのを沿岸にもっと回してくださいという意味合いで書きました。

いかがでしょうか。

もう少し根本的に、枠というものを最初からもう一度見直すべきである、という文言にした方がよければ、そのように修正したいと思います。

鵜飼委員

御存知かもしれませんが、昨日水産庁の説明会があり、私も Web で参加させていただきました。その中で、レジャーの方など遊漁者の意見も結構多かったのですが、漁業者からいろいろと意見がありました。

千葉県の漁業者なども言っていたのですけれども、今回、TACの漁獲実績で 2002 年頃の古い基準を使っている、それを基に実績があるかないかを判断しているというふうに、私には聞こえたのです。多くの意見であったのが、もうその辺の基準ではなく、全体をしっかりと、ということです。もう計画が立っているのです、増配分がおそらくこの 12 月頃に決まりますね。

議 長  
鵜飼委員

はい。

東と西で会議が 2 つあると思いますが、それが決まれば、おそらく国全体で増枠になると思うのですが、それをさらに都道府県に配分する上で、それぞれの漁業者の実績に基づいて今までやっている。その実績自体も一から見直したほうがよいのではないか、という議論が出ていたので、それを考えると、増枠ということよりも、全体の配分を考えたほうがよろしいかと思います。

議 長

分かりました。

ただ 1 点問題なのは、規制が始まってからの実績でやると、それは TAC で抑えられているものですから、要するに、2002 年ベースの割合になるのです。ですから、その後のものを考慮すると言っても、考慮しようがないのです。結局、2002 年と 2004 年の実績をベースに TAC を割り振っていますよね。その後その TAC でずっと来ているわけですので。

鵜飼委員

ただ、千葉県の漁業者の意見では、現状を見てもらえていないといったような発言をされていました。その基準で抑えられてしまっているのです、それを見なければいけないのかもしれませんが、もう少し現場の状況を見てほしいというようなことを発言されていました。要するに、入るのに逃がさなければいけない。ここでも議論に出ていましたけれども、そういう部分が全く見えてないと。難しいとは思うのですけれども。

議 長

逃がした分を調べていないので、本当はそれを考慮してやらないといけないとは思うのですけれども、それも含めて、もう一度最初から見直すべきだという議論は当然、有り得ると思います。

福本委員

少なくとも沿岸に回してほしいという気持ちは強いと思うので。言い方が悪

いかもしれないですけども、沿岸を守らないと、という考えがあると思うので、この場合は、できるだけ増えるようにはお願いしたいです。先生がおっしゃるように、今の実績と言っても、この前話したとおりに逃がした分の実績はないわけですから、これしかないと思います。

議 長

私がここで強調したかったのは、もともと配分する時点で沿岸はかなり厳しい規制をされていたと。それを考慮して考え直してほしい、増枠分でそれを上手く調整してほしいということです。

はい、お願いします。

玉置委員

資料の1-2の連合会の要望事項、令和6年度なのですが、増枠のある前の話ですね。

議 長

そうですね。

玉置委員

その時点でも「知事管理区分への配分枠を増やすこと。」と言っているもので、これはつまり、根本的に増やすということですね。ですから、連合会としても今まで共通な要望として出しているの、根本的に見直すということと言っても言い過ぎではないような気がします。

議 長

根本的にもう一度見直すべきだ、といった言い方をした方がよいかと思われまますので、そういうふうに少し文言は改めたいと思います。

他に何か御意見等ございますでしょうか。

そうしましたら、クロマグロ以外で御意見等ございますでしょうか。プレジャーボート等、いろいろと項目がございますが。

小菅委員

プレジャーボートに関しては毎年出していますけれども、毎年同じ答えて、少しは答えが違っている部分もないわけではないのですが、やはり何か、根本的にもう変えないという意志が見えています。はっきり言って、大型船が事故を起こせば、それ1回で遊漁船に対しても漁船に対しても、こういうものを付けなさいというのが、すぐ1年も経たないうちに規制化、法律化されて出てきますけれども、このように、小型船の無免許、無免許という言い方はおかしいかもしれませんが、免許を必要としない船が各沿岸で、漁船にしる遊漁船にしる、他の船にしても危ない思いや事故に遭っているにも関わらず、いまだにこういう船に対しては安全という言葉を使わずに、このような形で毎年回答が出ているというのが分からないです。知床であるように事故が起これば、すぐ関係ない海域まで全部、いろいろなものを付けよというような法律が出てくるにも関わらず、こういう沿岸で、先ほどから言うように、小型船と危ない思いをしたり、事故に遭ったり、人がいなくなったと言って探したりしているにも関わらず、そういうものには安全という言葉が出てこない。その辺にがっかりするといいますか、何が分かっているのかなという思いはあります。

先ほどのマグロにしてもそうです。会長、副会長や皆様が言っているように、逃がした量は、今までずっと調べていけば、どのぐらいの漁獲量かというのは分かるわけです。それをもって配分すればもっと高い配分になるのでしょうかけれども、揚げてきた量だけでしたら、一年中、上限が決まっているので、その上限以上は獲れたという実績はどこにもつかない。ですから、本当は配分のしようがないはずなのに、国際会議で少し増えたのですけれども、定置網みたいは、ここで終わり、これだけ逃がしますよということが今年ありましたので、そういったことだけは何としても、漁獲枠をオーバーしたとしても、その日獲れたものだけは何とか勝負させてもらえるような。そのような形にはしてもらいたいです。

議長 プレジャーボートに関して、文言を少しこのように変えた方がよい等がありますでしょうか。

小菅委員 変えようがないので、辛抱強く、そのまま継続して出していって。

それこそ、死亡事故でも次々起るようであれば変わってくるのでしょうかけれども、それでは皆困ってしまいますし、事故を起こした人も困ってしまいますので。もう頭打ちという感じですね。

議長 とにかく、継続して要望を出していくことは必要だと思います。

他に何か御意見等ございますでしょうか。

そうしましたら、クロマグロの件に関しましては、全体的に、根本的にもう少し見直してほしいという内容に変更し、細かい文言はこちらの方で事務局とまた相談させていただいて、原案プラス修正案で提出するという事にさせていただきます。

委員一同 了承

議長 それでは、そのように決定させていただきます。

続いて出席委員なのですが、会長のほか1名ということで、従前、副会長に出席いただいているところですが、宮川副会長はいかがでしょう。

宮川委員 了承

議長 それでは宮川副会長、よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項(2)「一都三県連合海区調整委員会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いします。

事) 竹村主事 【資料3に基づき説明】

許可に係る御報告は以上でございます。

なお、こちらの委員会は一都三県の持ち回りでございまして、来年度の開催県は神奈川県となっております。

水) 相澤副技幹

本連合海区委員会の開催につきまして、委員会当日に東京海区より御意見がありましたので、こちらについては水産課の方から、御報告いたします。

御説明いたします。

こちらの連合海区委員会については、許可期間が1年ということもございまして、毎年開催しているという運びになってございました。

今回、東京都の委員会から、こちらの漁業に関しまして許可期間を延長することについての意見がございました。

これにつきまして、これから行政、事務局レベルでその内容について協議するといった計画をしているところで、その準備段階として、各県行政の間で日程調整から始めているところでございます。

行政の中で少し懸念があったのは、許可期間の延長に伴いまして、許可期間の途中で新規の希望があった場合には、申請許可はどのような手続きになるのかですとか、あるいは根本的な問題として、許可期間を何年にするのかといったような疑問点がございました。

この辺のところを、まず事務局レベルで詰めた上で協議していきたいと考えているところです。

以上でございます。

議 長

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、その他(1)「漁業指導取締の実施状況について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹  
議 長

【資料4に基づき説明】

この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件については説明を了承することといたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございませうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会を閉会とします。

次回は9月25日水曜日 13時から、水産技術センターにて開催の予定となっております。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

以上